

災害関連死について

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付

平成28年熊本地震等に係る被害状況 人的被害（死者）

死者数 270人

（内訳）

警察が検視により確認している死者数	50人
市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの	215人
6月19日から6月25日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数	5人

資料：熊本県「平成28年熊本地震等に係る被害状況について【第288報】」

平成31年3月13日16時30分発表

いわゆる災害関連死の例

- ・ 避難中の車内で74歳女性が、疲労による心疾患で死亡
- ・ 78歳男性が、地震後の疲労等による心不全で死亡
- ・ 83歳女性が慣れない避難所生活から肺炎状態となり、入院先の病院で死亡
- ・ 32歳男性が、地震による疲労が原因と思われる交通事故による死亡
- ・ 43歳女性が、エコノミー症候群の疑いで死亡
- ・ 88歳男性が地震による栄養障害及び持病の悪化等により死亡
- ・ 83歳女性が地震のショック及び余震への恐怖が原因で、急性心筋梗塞により死亡と推定

いわゆる災害関連死を防ぐために

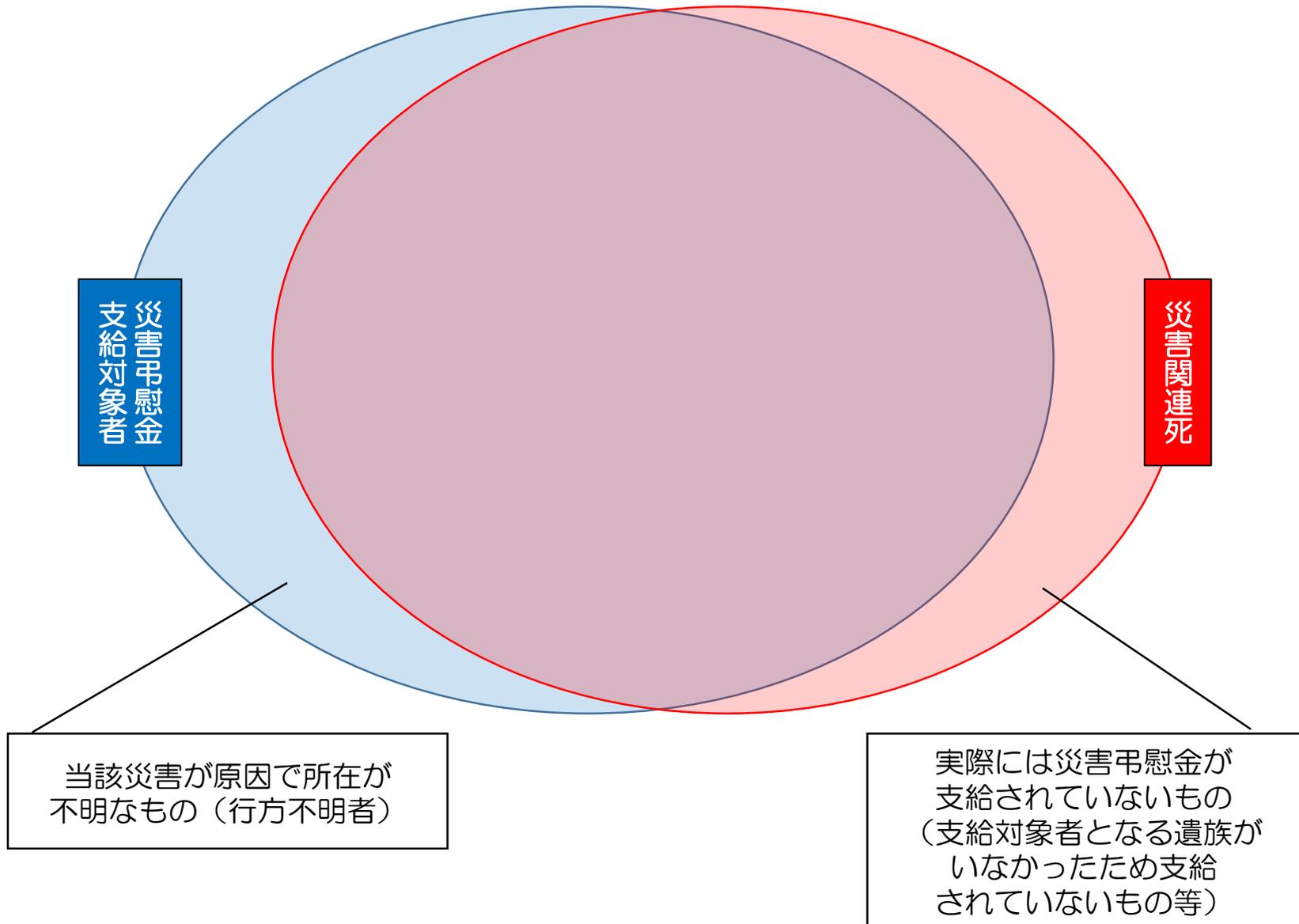
- 災害時において、避難生活等が原因で亡くなる、いわゆる災害関連死を少しでも減らすよう、政府全体として避難所の生活環境の改善に取り組んできた。
- 避難所における生活環境の改善は、市町村が行うものであるが、市町村向けの「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」には、発災後には、簡易ベッド、簡易台所などの設備等を整備する等生活環境の改善対策を講ずることも盛り込んでいる。
- 避難所における生活環境の改善は、市町村が行うものであるが、市町村の取組を促すだけでなく、災害発生時に、現地において必要な物資を迅速に調達することが困難になったときに、政府において、被災者の命に関わる生活必需品等のプッシュ型支援を実施するなど、支援を行っている。
- 今般、災害関連死の定義を行ったところであり、まずは災害関連死の数や内容を把握した上で、今後の災害において災害関連死を少しでも減らしていきたい。

災害関連死の定義について

災害関連死を減らすためにも、まずは、その数を把握することが重要であると認識し、その前提となる災害関連死の定義を以下のとおりとし、平成31年4月に関係省庁で共有するとともに、自治体に周知したところ。

○災害関連死：当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

災害関連死



災害弔慰金の支給について

- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）
- (2) 対象災害 自然災害
- ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
 - ・ 都道府県内において住居が世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族
- ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- イ. アのいずれもが存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹
- (死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)
- (4) 支給額
- ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円
- イ. その他の者が死亡した場合 250万円
- (5) 費用負担 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)(抄)

(災害弔慰金の支給)

第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、条例の定めるところにより、政令で定める災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

- 2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。
- 3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり500万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)(抄)

(災害による死亡の推定)

第4条 災害の際現にその場にあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第5条 災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不相当と認められる政令で定める場合には、支給しない。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)(抄)

(法第5条に規定する政令で定める場合)

第2条 法第5条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で内閣総理大臣が定めるものが支給される場合とする。

災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等（平成25年内閣府告示第230号）（抄）

（3） 令第2条に規定する内閣総理大臣が定める給付金は、次の各号に掲げるものとする。

イ 災害救助法第12条の規定により支給される扶助金

ロ 警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第4条の規定により支給される賞じゅつ金

ハ 消防表彰規定（昭和37年消防庁告示第1号）第5条の規定により支給される賞じゅつ金

ニ 賞じゅつ金に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第15条）第2条の規定により支給される賞じゅつ金

災害弔慰金支給審査委員会における委員構成等

阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震の際に設置された災害弔慰金の支給審査委員会等は概ね下記のとおり。

○委員の総数は4～7人

○委員構成職種等

①医師（1～4人）

診療科目例：内科、外科、精神科、整形外科、
司法監察医

②弁護士（1～3人）

③市職員（1人）

担当部長当

④その他

・大学教授等

・医療ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカー

災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用（改正平成31年消防応第29号）（抄）

1 死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。

（1）死者の扱いについて

以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連死として計上する。

ア 死体を確認したものの（身元不明のものも含む。）

イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

（2）（略）

2 行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

(1) 行方不明者の取扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

ア～ウ (略)

エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの

オ～カ (略)

(2) (略)

補足① 災害関連死の定義は、復興庁の震災関連死と同一か。災害関連死に対して政府として統一の考えを持つということか。

⇒今回の災害関連死の定義は、関係省庁とも協議の上、内閣府で決定したものであるため、復興庁の震災関連死の定義とも同じものである。

補足② 定義では、「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの」とあるが、どのように判断するのか。

⇒災害による死亡であるかどうかは、いわゆる相当の因果関係により判断するものである。なお、災害による死亡は即時のみに限定されるものでなく、負傷しその負傷が原因で療養中に死亡した場合も含まれ、また、災害がやんだ後3月間その生死がわからない場合には、その災害により死亡したものと推定される。この死亡したものと推定された場合には、災害関連死の数から除くこととした。

補足③ 定義では、「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡」とあるが、避難生活等における身体的負担による疾病を苦しめ精神的に追い込まれて自殺した場合は、含まれないのか。

⇒避難生活等における身体的負担による疾病により死亡したのであれば、含まれるものである。

補足④ 「実際には災害弔慰金が支給されていないものも含める」場合の事例としてはどのようなものがあるのか。

⇒ 1 夫婦関係が実際には破たんしているなど受給対象でないことが認定後に分かって災害弔慰金が支払われなかったケース。

※審査会に申請時には遺族がいたものの、支払うまでに遺族がいなくなってしまうと支払われなかった場合もあり得る。

2 直接死ではなく、災害に関連して消防団員等が亡くなり、その遺族が、（賞じゅつ金をもらうことも視野に入れて）審査会等に申請して認定されたケース。

※賞じゅつ金が支払われた場合には、災害弔慰金は支払われな
いことになっている。

補足⑤ 定義では、「当該災害が原因で所在が不明なものは除く。」としているのはどうしてか。

⇒当該災害が原因で3カ月間所在が不明なものについては、当該災害によって死亡したものと推定されるため、定義に記載している「災害が原因で死亡したと認められるもの」に該当するが、データとしては死者ではなく行方不明者としてカウントしているため、災害関連死から除くこととした。

補足⑥ 弔慰金の支給の対象となる遺族以外の方が、災害関連死の判定をして欲しいという依頼があった場合には、支給の対象とならない中でも、審査会等を開き、災害関連死の判断をしなければならないか。

⇒弔慰金の支給の対象となる遺族以外の方が、災害関連死の判定をして欲しい旨、依頼があった場合には、今までどおり審査会等を開いて、災害関連死の判断をするかどうかは、従来どおり自治体のご判断である。

なお、今後、内閣府としても、災害関連死の数を把握していこうと考えており、今後、審査会等で審査いただいた結果についても、報告いただくことを検討中である。

補足⑦ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担により死亡した、同居や生計を同一にしていない兄弟姉妹等についても、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくものではなく自治体が独自にいわゆる弔慰金を支給した場合は、災害関連死になるのか。

⇒災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められるものではないため、災害関連死ではない。

災害弔慰金等国庫負担金交付要綱(抄)

(通則)

第1条 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第7条第2項及び第9条に基づく国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付先)

第2条 この災害弔慰金等国庫負担金（以下「負担金」という。）は、内閣総理大臣（以下「大臣」という。）が、都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象)

第3条 この負担金は、都道府県が法第7条第1項及び第9条に基づいて行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に要する費用に対する負担を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この負担金の交付額は、次により算出するものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が市町村に負担した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
災害 弔慰金	イ 死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の 生計を主として維持していた場合 500万円	法に基づく災害弔慰金
	ロ その他の場合 250万円	
災害障 害見舞金	イ 障害を受けた者がその世帯の遺族の 生計を主として維持していた場合 250万円	法に基づく災害障害見舞金
	ロ その他の場合 125万円	

(概算交付申請手続)

第5条 この負担金は、概算払いとし、その申請は、様式1による申請書を毎年度2月10日までに大臣に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第6条 大臣は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、都道府県に対して通知する。

(交付の条件)

第7条 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、または廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 都道府県知事は、市町村に負担金を交付する場合には、前号に掲げる条件を付さなければならない。この場合において前号の文中「大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前号により付した条件に基づき都道府県知事が市町村に対し承認をする場合には、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

(変更申請手続)

第8条 この負担金の概算交付決定後の事情の変更等により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、毎年度2月末日までに様式2による申請書を大臣に提出するものとする。

(交付決定等の標準的期間)

第9条 大臣は、第5条又は第8条の申請書が到達した日から起算して、原則として60日以内に交付の決定するものとする。

(実績報告)

第10条 この負担金の事業実績報告は、様式3による報告書を翌年度の4月10日までに大臣に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が負担金の交付決定の内容（第7条第1項に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれを附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、通知する。

2 前条の報告に基づき交付すべき負担金の額を確定した場合において、すでにその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命じるとともに、その額が不足する場合は、その不足する部分については追加交付する。

(交付決定の取消等)

第12条 大臣は、本事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 都道府県が、適正化法、適正化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反し、又はこれらに基づく指示等を受け、この指示に従わない場合
- (2) 都道府県が、負担金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県が、本事業の管理運営に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により交付決定の取消を行った場合は、交付した負担金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金調書)

第13条 都道府県は、負担金と事業に係る予算及び決算を明らかにした様式4による調書を作成し、これを交付対象事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(是正のための措置)

第14条 大臣は、本事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置をとるべきことを都道府県に対して命ずることができる。

(その他)

第15条 特別の事情により第4条、第5条、第7条、第8条、第10条及び第13条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。